

(別冊)

平成18年度和歌山県一般会計補正予算及び  
各特別会計補正予算

和 歌 山 県

## 目 次

平成18年度和歌山県一般会計補正予算 .....	1
平成18年度和歌山県農業改良資金特別会計補正予算 .....	18
平成18年度和歌山県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算 .....	23
平成18年度和歌山県中小企業振興資金特別会計補正予算 .....	26
平成18年度和歌山県修学奨励金特別会計補正予算 .....	29
平成18年度和歌山県営競輪事業特別会計補正予算 .....	32
平成18年度和歌山県営港湾施設管理特別会計補正予算 .....	35
平成18年度和歌山県流域下水道事業特別会計補正予算 .....	38
平成18年度和歌山県市町村振興資金特別会計補正予算 .....	41
平成18年度和歌山県自動車税等証紙特別会計補正予算 .....	44
平成18年度和歌山県用地取得事業特別会計補正予算 .....	47
平成18年度和歌山県公債管理特別会計補正予算 .....	52
平成18年度和歌山県立こころの医療センター事業会計補正予算 .....	55
平成18年度和歌山県土地造成事業会計補正予算 .....	56

## 平成18年度和歌山県一般会計補正予算

平成18年度和歌山県の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ11,227,805千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ514,101,622千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加及び変更は、「第2表 債務負担行為の補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債の補正」による。

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県 税		85,406,000	8,211,000	93,617,000
	1 県 民 税	22,410,000	1,183,000	23,593,000
	2 事 業 税	23,125,000	4,984,000	28,109,000
	3 地 方 消 費 税	11,972,000	2,060,000	14,032,000
	4 不 動 産 取 得 税	2,844,000	158,000	3,002,000
	5 県 た ば こ 税	2,280,000	△56,000	2,224,000
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	560,200	△22,200	538,000
	7 自 動 車 税	12,955,000	△31,000	12,924,000
	9 自 動 車 取 得 税	2,916,000	△66,000	2,850,000
	11 狩 猟 税	53,400	1,200	54,600
	2 地方消費税清算金		18,056,000	36,000
1 地方消費税清算金		18,056,000	36,000	18,092,000
3 地方譲与税		20,066,000	△41,375	20,024,625
	1 所 得 譲 与 税	17,542,000	625	17,542,625
	2 地 方 道 路 譲 与 税	2,354,000	△36,000	2,318,000
	3 石 油 ガ ス 譲 与 税	166,000	△6,000	160,000
5 地方交付税		160,997,943	2,849,487	163,847,430
	1 地 方 交 付 税	160,997,943	2,849,487	163,847,430
7 分担金及び負担金		4,402,021	250,782	4,652,803
	1 分 担 金	61,056	569	61,625
	2 負 担 金	4,340,965	250,213	4,591,178
8 使用料及び手数料		6,926,719	32,368	6,959,087
	1 使 用 料	5,098,072	26,260	5,124,332
	2 手 数 料	1,828,647	6,108	1,834,755
9 国庫支出金		69,369,398	△1,786,086	67,583,312
	1 国 庫 負 担 金	44,103,709	△1,894,454	42,209,255
	2 国 庫 補 助 金	24,484,249	182,920	24,667,169
	3 委 託 金	781,440	△74,552	706,888
10 財産収入		1,064,993	△36,012	1,028,981

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 財産運用収入	396,165	82,497	478,662
	2 財産売却収入	668,828	△118,509	550,319
12 繰入金		19,119,830	△8,538,903	10,580,927
	1 特別会計繰入金	2,136,445	90,002	2,226,447
	2 基金繰入金	16,983,385	△8,628,905	8,354,480
13 繰越金		1	3,250,423	3,250,424
	1 繰越金	1	3,250,423	3,250,424
14 諸収入		66,135,731	△18,522,489	47,613,242
	1 延滞金、加算金及び過料等	404,412	△12,853	391,549
	2 県預金利子	2,578	13,168	15,746
	3 貸付金元利収入	59,196,667	△18,575,726	40,620,941
	4 収益事業収入	3,923,266	147,007	4,070,273
	5 受託事業収入	8,119	△4,504	3,615
	6 利子割精算金収入	5,346	△356	4,990
	7 雑収入	2,595,343	△89,215	2,506,128
15 県債		72,791,800	3,067,000	75,858,800
	1 県債	72,791,800	3,067,000	75,858,800
歳入合計		525,329,427	△11,227,805	514,101,622

(歳 出)				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費		1,338,553 <sup>千円</sup>	△70,022 <sup>千円</sup>	1,268,531 <sup>千円</sup>
	1 議 会 費	1,338,553	△70,022	1,268,531
2 総 務 費		46,457,232	5,230,960	51,688,192
	1 総 務 管 理 費	26,574,485	5,748,127	32,322,612
	2 企 画 費	8,021,955	△102,472	7,919,483
	3 徴 税 費	3,867,547	△19,698	3,847,849
	4 市 町 村 振 興 費	2,865,522	△225,918	2,639,604
	5 選 挙 費	948,606	△93,011	855,595
	6 防 災 費	2,518,218	151,609	2,669,827
	7 統 計 調 査 費	368,552	△12,925	355,627
	8 人 事 委 員 会 費	136,278	21	136,299
	9 監 査 委 員 費	220,442	3,003	223,445
	10 青 少 年 女 性 政 策 費	817,501	△204,809	612,692
	11 自 然 保 護 費	118,126	△12,967	105,159
3 民 生 費		51,152,949	△6,742	51,146,207
	1 社 会 福 祉 費	38,430,456	225,330	38,655,786
	2 児 童 福 祉 費	9,228,820	△61,789	9,167,031
	3 生 活 保 護 費	3,489,405	△170,729	3,318,676
	4 災 害 救 助 費	4,268	446	4,714
4 衛 生 費		9,723,848	△429,203	9,294,645
	1 公 衆 衛 生 費	4,591,554	△340,334	4,251,220
	2 環 境 衛 生 費	442,332	△3,590	438,742
	3 保 健 所 費	1,609,183	81,392	1,690,575
	4 医 薬 費	1,723,575	△6,487	1,717,088
	5 環 境 対 策 費	1,357,204	△160,184	1,197,020
5 労 働 費		1,036,015	△49,485	986,530
	1 労 政 費	270,090	△18,168	251,922
	2 職 業 訓 練 費	646,739	△29,178	617,561
	3 労 働 委 員 会 費	119,186	△2,139	117,047
6 農 林 水 産 業 費		33,712,142	△1,094,391	32,617,751
	1 農 業 費	7,062,853	△816,028	6,246,825

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 畜産業費	729,828	△31,556	698,272
	3 農地費	9,668,544	766,761	10,435,305
	4 林業費	10,267,468	△754,410	9,513,058
	5 水産業費	5,983,449	△259,158	5,724,291
7 商工費		63,285,413	△16,813,302	46,472,111
	1 商業費	58,833,961	△18,209,531	40,624,430
	2 工鉱業費	3,845,500	1,394,558	5,240,058
	3 観光費	605,952	1,671	607,623
8 土木費		79,925,792	848,525	80,774,317
	1 土木管理費	4,591,865	△119,659	4,472,206
	2 道路橋りょう費	46,818,865	839,575	47,658,440
	3 河川海岸費	14,582,219	608,241	15,190,460
	4 港湾費	5,222,389	75,539	5,297,928
	5 都市計画費	7,173,403	△382,206	6,791,197
	6 住宅費	1,537,051	△172,965	1,364,086
9 警察費		28,821,755	△245,597	28,576,158
	1 警察管理費	26,488,671	△227,298	26,261,373
	2 警察活動費	2,333,084	△18,299	2,314,785
10 教育費		116,725,796	944,571	117,670,367
	1 教育総務費	16,826,386	1,386,248	18,212,634
	2 小学校費	39,658,711	△15,858	39,642,853
	3 中学校費	22,603,548	△68,107	22,535,441
	4 高等学校費	25,697,787	△107,563	25,590,224
	5 特殊学校費	8,912,822	△167,453	8,745,369
	6 社会教育費	1,971,119	△97,118	1,874,001
	7 保健体育費	1,055,423	14,422	1,069,845
11 災害復旧費		6,223,573	△3,945,729	2,277,844
	1 農林水産施設災害復旧費	1,485,006	△217,888	1,267,118
	2 土木施設災害復旧費	4,738,567	△3,727,841	1,010,726
12 公債費		62,066,449	2,006,800	64,073,249
	1 公債費	62,066,449	2,006,800	64,073,249

款	項	補正前の額	補正額	計
13 諸 支 出 金		千円 24,659,910	千円 2,395,810	千円 27,055,720
	1 地方消費税清算金	11,847,000	2,070,646	13,917,646
	2 利子割交付金	628,803	31,743	660,546
	3 地方消費税交付金	9,071,000	23,419	9,094,419
	4 ゴルフ場利用税交付金	392,626	△2,261	390,365
	5 自動車取得税交付金	1,939,760	△68,801	1,870,959
	6 利子割精算金	354	△80	274
	7 配当割交付金	411,748	140,396	552,144
	8 株式等譲渡所得割交付金	368,619	200,748	569,367
歳 出	合 計	525,329,427	△11,227,805	514,101,622



第2表 債務負担行為の補正

1 追加

事 項	期 間	限 度 額
1 平成18年度一般治山（かつらぎ町 平中平地区）	自 平成18年度 至 平成19年度 (2年)	千円 50,660
2 平成18年度一般治山（印南町古屋 池ノ谷地区）	自 平成18年度 至 平成19年度 (2年)	32,756
3 平成18年度わかやま森林と緑の公 社事業融資損失補償（施業転換資 金借換分）	資金貸付の日から最終償還期限到 来後10か月を経過し農林漁業金融 公庫が補償の履行日を指定した日 まで	農林漁業金融公庫が融資した造林資 金83,950千円のうち損失確定日（最 終償還期限到来後10か月の期間満了 日）において弁済できなかった元利 金合計額（遅延利息を含む）に相当 する額
4 平成18年度国道371号（高野町 高野山～田辺市龍神村龍神）公共 事業国道災害防除工事	自 平成18年度 至 平成19年度 (2年)	30,000
5 平成18年度国道424号（田辺市 龍神村甲斐ノ川～有田川町糸川） 公共事業国道災害防除工事	自 平成18年度 至 平成19年度 (2年)	20,000
6 平成18年度本宮地区地すべり対策 工事	自 平成18年度 至 平成19年度 (2年)	100,000

## 2 変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
1 平成18年度生活営農資金融資利子補給	自 平成18年度 至 平成34年度 (17年)	融資総額300,000千円 <sup>千円</sup> を限度として年0.5%以内で計算した額	自 平成18年度 至 平成34年度 (17年)	融資総額500,000千円 <sup>千円</sup> を限度として年0.5%以内で計算した額
2 平成18年度中小企業経営支援資金融資損失補償	自 平成18年度 至 平成26年度 (9年)	融資総額13,000,000千円を限度として和歌山県信用保証協会が代位弁済した元利金の30%の2分の1以内で計算した額	自 平成18年度 至 平成26年度 (9年)	融資総額15,000,000千円を限度として和歌山県信用保証協会が代位弁済した元利金の30%の2分の1以内で計算した額
3 平成18年度中小企業小企業応援資金融資損失補償	自 平成18年度 至 平成29年度 (12年)	融資総額7,000,000千円を限度として和歌山県信用保証協会が代位弁済した元利金の30%の2分の1以内で計算した額	自 平成18年度 至 平成29年度 (12年)	融資総額8,000,000千円を限度として和歌山県信用保証協会が代位弁済した元利金の30%の2分の1以内で計算した額
4 平成18年度中小企業資金繰り安定資金融資損失補償	自 平成18年度 至 平成27年度 (10年)	融資総額43,000,000千円を限度として和歌山県信用保証協会が代位弁済した元利金の30%の2分の1以内で計算した額	自 平成18年度 至 平成27年度 (10年)	融資総額40,000,000千円を限度として和歌山県信用保証協会が代位弁済した元利金の30%の2分の1以内で計算した額

第3表 地方債の補正

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
日高港港湾整備	<p style="text-align: center;">千円</p> <p style="text-align: center;">45,000</p>	<p>(1)借入先 政府、銀行 又はその他</p> <p>(2)借入時期 平成18年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。</p> <p>(3)借入方法 普通貸借又 は債券発行</p>	<p style="text-align: center;">%</p> <p style="text-align: center;">5.0以内</p> <p>(ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 公営企業金融 公庫資金につ いて、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直し 後の利率)</p>	<p>政府資金につ いては、その融 通条件により、 銀行その他の 場合にはその 債権者と協定 するものとし る。</p> <p>ただし、県財 政の都合によ り、年限変更 、繰上償還又 は低利借換え することができる。</p>

2 変 更

起 債 の 目 的	補 正 前			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
公 共 港 湾 事 業	千円 1,752,000	(1)借入先 政府、銀行 又はその他  (2)借入時期 平成18年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することがで きる。  (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 公営企業金融 公庫資金につ いて、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直し 後の利率)	政府資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借換えす ることができる。
公 共 河 川 事 業	1,316,000	以下同上	以下同上	以下同上
公 共 海 岸 事 業	180,000			
公 共 農 業 農 村 事 業	1,232,000			
公 共 都 市 計 画 事 業	90,000			
公 共 災 害 関 連 事 業	2,765,000			
公 共 治 山 事 業	186,000			
公 共 治 水 事 業	1,099,000			
公 共 林 道 事 業	286,000			

補 正 後			
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
千円 1,923,000	(1) 借 入 先 政府、銀行又はその他  (2) 借入時期 平成18年度 ただし、事業その他の都合により起債額の全部又は一部を後年度へ繰越して起債することができる。  (3) 借入方法 普通貸借又は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。 ただし、県財政の都合により、年限変更、繰上償還又は低利借換えすることができる。
1,649,000	以下同上	以下同上	以下同上
188,000			
1,083,000			
116,000			
2,629,000			
913,000			
1,376,000			
279,000			

起債の目的	補 正 前			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公共水産基盤事業	千円 604,000	(1)借入先 政府、銀行 又はその他  (2)借入時期 平成18年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することがで きる。  (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 公営企業金融 公庫資金につ いて、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直し 後の利率)	政府資金につ いては、その融 通条件により、 銀行その他の 場合にはその 債権者と協定 するものとする。 ただし、県財政 の都合により、 年限変更、繰 上償還又は低 利借換えす ることができる。
公共道路事業	9,763,000	以下同上	以下同上	以下同上
公営住宅建設事業	388,000			
過年補助災害復旧 事業	52,000			
現年補助災害復旧 事業	1,528,000			
社会福祉施設整備 事業	272,000			
施設整備事業	305,000			
公害対策事業	129,000			

補 正 後			
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
千円 586,000	(1) 借 入 先 政府、銀行又はその他  (2) 借入時期 平成18年度 ただし、事業その他の都合により起債額の全部又は一部を後年度へ繰越して起債することができる。  (3) 借入方法 普通貸借又は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。 ただし、県財政の都合により、年限変更、繰上償還又は低利借換えすることができる。
10,580,000	以下同上	以下同上	以 下 同 上
195,000			
27,000			
341,000			
142,000			
163,000			
173,000			

起債の目的	補 正 前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
半島振興道路整備事業	千円 1,571,000	(1)借入先 政府、銀行 又はその他  (2)借入時期 平成18年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することがで きる。  (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 公営企業金融 公庫資金につ いて、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直し 後の利率)	政府資金につ いては、その融通 条件により、銀行 その他の場合には その債権者と協 定するものとし る。 ただし、県財政 の都合により、 年限変更、繰上 償還又は低利借 換えすることが できる。
高等学校整備事業	192,000	以下同上	以下同上	以下同上
警察施設整備事業	333,000			
河川等関連公共施設整備促進事業	528,000			
地域資源活用促進事業	57,000			
地域情報通信基盤整備事業	688,000			
合併特例事業	2,608,000			
防災対策事業	4,123,000			
臨時地方道整備事業	2,831,000			



補 正 後			
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
千円 1,555,000	(1)借入先 政府、銀行又はその他  (2)借入時期 平成18年度 ただし、事業その他の都合により起債額の全部又は一部を後年度へ繰越して起債することができる。  (3)借入方法 普通貸借又は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。  ただし、県財政の都合により、年限変更、繰上償還又は低利借換えすることができる。
533,000	以下同上	以下同上	以下同上
323,000			
453,000			
—			
670,000			
2,714,000			
3,767,000			
6,310,000			

起債の目的	補 正 前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
臨時河川等整備事業	千円 179,000	(1)借入先 政府、銀行 又はその他  (2)借入時期 平成18年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。  (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 公営企業金融 公庫資金につ いて、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直し 後の利率)	・政府資金につ いては、その融 通条件により、 銀行その他の 場合にはその 債権者と協定 するものとする。 ただし、県財政 の都合により、 年限変更、繰 上償還又は低 利借換えす ることができる。
臨時高等学校整備 事業	873,000	以下同上	以下同上	以下同上
行政改革推進	6,000,000			
公立大学法人和歌 山県立医科大学貸 付金	707,000			
退職手当	4,000,000			

補 正 後			
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
千円 524,000	(1) 借 入 先 政府、銀行又はその他  (2) 借入時期 平成18年度 ただし、事業その他の都合により起債額の全部又は一部を後年度へ繰越して起債することができる。  (3) 借入方法 普通貸借又は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。 ただし、県財政の都合により、年限変更、繰上償還又は低利借換えすることができる。
774,000	以下同上	以下同上	以下同上
—			
673,000			
9,000,000			

## 平成18年度和歌山県農業改良資金特別会計補正予算

平成18年度和歌山県の農業改良資金特別会計補正予算は、次に定めるところによる。  
(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ119,072千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ213,186千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債の補正」による。

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		千円 45,048	千円 △27,456	千円 17,592
	1 一般会計繰入金	45,048	△27,456	17,592
2 繰越金		62,713	△35,976	26,737
	1 繰越金	62,713	△35,976	26,737
3 諸収入		144,499	△4,874	139,625
	2 貸付金元利収入	144,496	△4,874	139,622
4 県債		79,998	△50,766	29,232
	1 県債	79,998	△50,766	29,232
歳入合計		332,258	△119,072	213,186

(歳 出)				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 農 林 水 産 業 費		千円 332,258	千円 △119,072	千円 213,186
	1 農 業 費	332,258	△119,072	213,186
歳 出 合 計		332,258	△119,072	213,186

第2表 地方債の補正

1 変 更

起債の目的	補 正 前			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
就農支援資金貸付金	千円 79,998	<p>政府から借入れられるものとし、この借入方法、その他一切の事項は、青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号）の定める融資条件に従うものとする。</p> <p>ただし、事業その他の都合により起債額の全部又は一部を後年度へ繰越して起債することができる。</p>	% 0	<p>青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法第18条の規定による融資条件に従うものとする。</p>

補 正 後			
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
千円 29,232	<p>政府から借入れるものとし、この借入方法、その他一切の事項は、青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号）の定める融資条件に従うものとする。</p> <p>ただし、事業その他の都合により起債額の全部又は一部を後年度へ繰越して起債することができる。</p>	% 0	<p>青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法第18条の規定による融資条件に従うものとする。</p>



## 平成18年度和歌山県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算

平成18年度和歌山県の沿岸漁業改善資金特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ78,432千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23,626千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 諸 収 入		100,000 <sup>千円</sup>	△78,432 <sup>千円</sup>	21,568 <sup>千円</sup>
	2 貸付金元利収入	99,998	△78,432	21,566
歳 入	合 計	102,058	△78,432	23,626

(歳出)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 農林水産業費		102,058 <sup>千円</sup>	△78,432 <sup>千円</sup>	23,626 <sup>千円</sup>
	1 水産業費	102,058	△78,432	23,626
歳出合計		102,058	△78,432	23,626

## 平成18年度和歌山県中小企業振興資金特別会計補正予算

平成18年度和歌山県の中小企業振興資金特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ112,401千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,401,644千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰越金		1,516,937 <sup>千円</sup>	4,196 <sup>千円</sup>	1,521,133 <sup>千円</sup>
	1 繰越金	1,516,937	4,196	1,521,133
2 諸収入		997,108	△116,597	880,511
	2 貸付金元利収入	996,400	△116,597	879,803
歳入合計		2,514,045	△112,401	2,401,644

(歳出)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 商工費		2,514,045 <sup>千円</sup>	△112,401 <sup>千円</sup>	2,401,644 <sup>千円</sup>
	1 中小企業振興資金助成費	2,514,045	△112,401	2,401,644
歳出合計		2,514,045	△112,401	2,401,644

## 平成18年度和歌山県修学奨励金特別会計補正予算

平成18年度和歌山県の修学奨励金特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,183千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ251,030千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		141,137 <sup>千円</sup>	△12,027 <sup>千円</sup>	129,110 <sup>千円</sup>
	1 一般会計繰入金	141,137	△12,027	129,110
2 繰越金		—	218	218
	1 繰越金	—	218	218
3 諸収入		113,076	8,626	121,702
	1 貸付金元利収入	20,000	5,000	25,000
	2 雑収入	93,076	3,626	96,702
歳入合計		254,213	△3,183	251,030



(歳 出)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 教 育 費		254,213 <sup>千円</sup>	△3,183 <sup>千円</sup>	251,030 <sup>千円</sup>
	1 教 育 総 務 費	254,213	△3,183	251,030
歳 出 合 計		254,213	△3,183	251,030

## 平成18年度和歌山県営競輪事業特別会計補正予算

平成18年度和歌山県の県営競輪事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,411,324千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,086,509千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 収益事業収入		12,881,428 <sup>千円</sup>	1,409,765 <sup>千円</sup>	14,291,193 <sup>千円</sup>
	1 収益事業収入	12,881,428	1,409,765	14,291,193
3 財産収入		5,836	1,559	7,395
	1 財産運用収入	5,835	1,559	7,394
歳入合計		13,675,185	1,411,324	15,086,509

(歳 出)				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 県営競輪特別事業費		千円 13,544,829	千円 1,396,306	千円 14,941,135
	1 競輪事業費	13,544,829	1,396,306	14,941,135
2 諸支出金		129,356	15,018	144,374
	1 公営企業金融公庫納付金	129,356	15,018	144,374
歳 出 合 計		13,675,185	1,411,324	15,086,509

## 平成18年度和歌山県営港湾施設管理特別会計補正予算

平成18年度和歌山県の県営港湾施設管理特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ54,351千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ857,011千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料		508,900	4,949	513,849
	1 使用料	508,900	4,949	513,849
2 財産収入		558	306	864
	1 財産運用収入	557	306	863
3 繰入金		288,594	△1,600	286,994
	1 一般会計繰入金	288,594	△1,600	286,994
4 繰越金		—	52,129	52,129
	1 繰越金	—	52,129	52,129
5 諸収入		4,608	△1,433	3,175
	3 雑入	4,606	△1,433	3,173
歳入合計		802,660	54,351	857,011

(歳 出)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 港湾施設管理費		802,660 <sup>千円</sup>	54,351 <sup>千円</sup>	857,011 <sup>千円</sup>
	1 港湾施設管理費	802,660	54,351	857,011
歳 出	合 計	802,660	54,351	857,011

## 平成18年度和歌山県流域下水道事業特別会計補正予算

平成18年度和歌山県の流域下水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ128,567千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,226,469千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。



第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 使用料及び手数料		千円 —	千円 16	千円 16
	1 使用料	—	16	16
4 繰入金		715,406	△46,548	668,858
	1 一般会計繰入金	704,304	△46,548	657,756
5 諸収入		397,130	△82,035	315,095
	1 雑収入	397,130	△82,035	315,095
歳入合計		8,355,036	△128,567	8,226,469

(歳 出)				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 土 木 費		8,355,036 <sup>千円</sup>	△128,567 <sup>千円</sup>	8,226,469 <sup>千円</sup>
	1 下 水 道 事 業 費	8,355,036	△128,567	8,226,469
歳 出 合 計		8,355,036	△128,567	8,226,469

## 平成18年度和歌山県市町村振興資金特別会計補正予算

平成18年度和歌山県の市町村振興資金特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ57,141千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,293,764千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰越金		千円 69,092	千円 54,099	千円 123,191
	1 繰越金	69,092	54,099	123,191
2 諸収入		2,167,531	3,042	2,170,573
	2 貸付金元利収入	2,167,530	3,042	2,170,572
歳入合計		2,236,623	57,141	2,293,764

(歳 出)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		2,236,623 <sup>千円</sup>	57,141 <sup>千円</sup>	2,293,764 <sup>千円</sup>
	1 市町村振興費	2,236,623	57,141	2,293,764
歳出合計		2,236,623	57,141	2,293,764

## 平成18年度和歌山県自動車税等証紙特別会計補正予算

平成18年度和歌山県の自動車税等証紙特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ109,555千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,297,154千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 証紙収入		3,406,708 <sup>千円</sup>	△110,597 <sup>千円</sup>	3,296,111 <sup>千円</sup>
	1 証紙収入	3,406,708	△110,597	3,296,111
2 繰越金		1	1,042	1,043
	1 繰越金	1	1,042	1,043
歳入合計		3,406,709	△109,555	3,297,154

(歳 出)				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 3,406,709	千円 △109,555	千円 3,297,154
	1 繰出金	3,406,709	△109,555	3,297,154
歳出合計		3,406,709	△109,555	3,297,154



## 平成18年度和歌山県用地取得事業特別会計補正予算

平成18年度和歌山県の用地取得事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ508,629千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,459,420千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債の補正」による。

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		千円 4,357,692	千円 108,084	千円 4,465,776
	1 財産売却収入	4,357,692	108,084	4,465,776
2 繰入金		141,357	21,287	162,644
	1 一般会計繰入金	137,452	21,287	158,739
3 県債		3,469,000	△638,000	2,831,000
	1 県債	3,469,000	△638,000	2,831,000
歳入合計		7,968,049	△508,629	7,459,420

## (歳 出)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 土 木 費		7,968,049 <sup>千円</sup>	△508,629 <sup>千円</sup>	7,459,420 <sup>千円</sup>
	1 道路橋りよう用地取得事業費	5,850,454	△511,103	5,339,351
	2 河川海岸用地取得事業費	1,022,783	2,474	1,025,257
歳 出	合 計	7,968,049	△508,629	7,459,420

第2表 地方債の補正

1 変 更

起債の目的	補 正 前			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
紀北東道路先行取得事業	千円 2,561,000	(1)借入先 政府、銀行 又はその他  (2)借入時期 平成18年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することがで きる。  (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 公営企業金融 公庫資金につ いて、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直 後の利率)	政府資金につ いては、その融 通条件により、 銀行その他の 場合にはその 債権者と協定 するものとし る。 ただし、県財 政の都合によ り、年限変更 、繰上償還又 は低利借換え することができる。

補 正 後			
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
千円 1,923,000	(1) 借 入 先 政府、銀行又 はその他  (2) 借入時期 平成18年度 ただし、事業そ の他の都合によ り起債額の全部 又は一部を後年 度へ繰越して起 債することができる。  (3) 借入方法 普通貸借又は 債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 公営企業金融 公庫資金につ いて、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直し 後の利率)	政府資金については、 その融通条件により、銀 行その他の場合にはその 債権者と協定するものと する。 ただし、県財政の都合 により、年限変更、繰上 償還又は低利借換えする ことができる。

## 平成18年度和歌山県公債管理特別会計補正予算

平成18年度和歌山県の公債管理特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,262,447千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85,096,121千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		千円 1,877	千円 598	千円 2,475
	1 財産運用収入	1,877	598	2,475
2 繰入金		67,911,377	2,261,849	70,173,226
	1 一般会計繰入金	61,801,819	2,078,426	63,880,245
	2 特別会計繰入金	5,616,918	183,423	5,800,341
歳入合計		82,833,674	2,262,447	85,096,121

(歳 出)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公 債 費		千円 82,833,674	千円 2,262,447	千円 85,096,121
	1 公 債 費	82,833,674	2,262,447	85,096,121
歳 出 合 計		82,833,674	2,262,447	85,096,121



## 平成18年度和歌山県立こころの医療センター事業会計補正予算

第1条 平成18年度和歌山県立こころの医療センター事業会計予算（以下「予算」という。）の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条 予算第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり改める。

(項 目)	(補 正 前)	(補 正 後)
(2) 年間患者数		
入院患者	92,820人	91,711人
外来患者	30,956人	29,985人
(3) 一日平均患者数		
入院患者	254.3人	251.2人
外来患者	126.3人	122.3人

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 病院事業収益	2,011,662千円	△7,170千円	2,004,492千円
第1項 医業収益	1,428,272千円	△37,257千円	1,391,015千円
第2項 医業外収益	583,390千円	30,087千円	613,477千円
	支	出	
第1款 病院事業費用	2,295,743千円	64,847千円	2,360,590千円
第1項 医業費用	2,181,323千円	13,338千円	2,194,661千円
第2項 医業外費用	114,320千円	3,834千円	118,154千円
第3項 特別損失	-千円	47,675千円	47,675千円

第4条 予算第4条に定めた資本的収入の予定額を、次のとおり補正する。（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額53,151千円は過年度分損益勘定留保資金で補てんするものとする。）

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	190,685千円	△53,151千円	137,534千円
第1項 他会計負担金	190,685千円	△53,151千円	137,534千円

第5条 予算第6条に定めた職員給与費「1,511,635千円」を「1,494,077千円」に改める。

第6条 予算第7条に定めたたな卸資産の購入限度額「179,318千円」を「186,878千円」に改める。

## 平成18年度和歌山県土地造成事業会計補正予算

第1条 平成18年度和歌山県土地造成事業会計予算（以下「予算」という。）の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条 予算第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり改める。

(項 目)	(補 正 前)	(補 正 後)
(1) 土地売却面積	19,860㎡	32,354㎡

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 土地造成事業収益	568,389千円	556,461千円	1,124,850千円
第1項 営業収益	563,694千円	531,816千円	1,095,510千円
第2項 営業外収益	4,695千円	24,645千円	29,340千円
	支	出	
第1款 土地造成事業費用	886,926千円	1,010,311千円	1,897,237千円
第1項 営業費用	596,462千円	1,031,303千円	1,627,765千円
第2項 営業外費用	290,464千円	△20,992千円	269,472千円

第4条 予算第4条に定めた本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額512,087千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額295,087千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	1,157,000千円	202,000千円	1,359,000千円
第2項 出資金	-千円	202,000千円	202,000千円
	支	出	
第1款 資本的支出	1,669,087千円	△15,000千円	1,654,087千円
第2項 企業債償還金	1,669,000千円	△15,000千円	1,654,000千円

和歌山県報

平成十九年三月二日

号外二

別冊